

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集について

令和 8 年 8 月 2 1 日

国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正を予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様に御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集について（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）～令和 8 年 9 月 1 9 日（土）必着

3. 意見の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

御意見をいただく際には、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

② メールの場合

国土交通省物流・自動車局旅客課 パブリックコメント担当

電子メールアドレス：hqt-ryokakuryokaku@gxb.mlit.go.jp

③ 郵送の場合

国土交通省物流・自動車局旅客課 パブリックコメント担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

4. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課 03-5253-8111(内線41273)

(意見提出様式)

国土交通省物流・自動車局旅客課 パブリックコメント担当 宛

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集について

1. 氏 名

2. 会社名／部署名

3. 住 所

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. 意 見

(該当箇所)

(意見)